

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

※通常の下線部は法令改正に伴う新旧に係るもの、波線部は誤植に伴う正誤に係るもの

	新	旧
176	(10) 意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本の業としない者宛の持込み行為に係るものに限る。） <u>(第9号の2)</u>	(10) 意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本の業としない者宛の持込み行為に係るものに限る。）
177	(12) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（第7号） <u>(13) 児童ポルノ（第8号）</u>	(11) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（第7号） <u>(12) 児童ポルノ（第8号）</u>
	2. 輸入してはならない貨物の没収廃棄又は積戻し (1) 没収して廃棄する、又は、積戻しする貨物 税関長は、輸入してはならない貨物のうち前記1.(1)から <u>(11)</u> までに掲げる貨物で輸入されようとするものを <u>没収して廃棄し</u> 、(以下省略)	税関長は、輸入してはならない貨物のうち前記1.(1)から <u>(10)</u> までに掲げる貨物で輸入されようとするものを <u>没収して廃棄し</u> 、(以下省略)
	(2) 没収して廃棄すること等ができない貨物 前記1.の <u>(12)</u> の「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」及び <u>(13)</u> の「児童ポルノ」については、(以下省略)	前記1.の <u>(11)</u> の「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」及び <u>(12)</u> の「児童ポルノ」については、(以下省略)
178	【輸入してはならない貨物の没収・廃棄又は積戻し】	
図表	<p>⑨ 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権）を侵害する物品（下記⑩を除く）</p> <p>⑩ 意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本の業としない者宛の持込み行為に係るもの）</p> <p>⑪ 不正競争防止法違反物品 (以下省略)</p> <p>⑫ 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品</p> <p>⑬ 児童ポルノ</p>	<p>⑨ 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権）を侵害する物品</p> <p>⑩ 不正競争防止法違反物品 (以下省略)</p> <p>⑪ 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品</p> <p>⑫ 児童ポルノ</p>

	新	旧
179	<p><b>3. 輸入してはならない貨物に係る認定手続</b></p> <p>税関長は、輸入されようとする貨物（輸入申告貨物）のうちに前記1.の<u>(9)又は(10)</u>の「<u>知的財産権侵害物品</u>」及び<u>(11)</u>の「<u>不正競争防止法違反物品</u>」に該当する貨物があると思料するとき（以下省略）</p>	<p>税関長は、輸入されようとする貨物（輸入申告貨物）のうちに前記1.の<u>(9)</u>の「<u>知的財産権侵害物品</u>」及び<u>(10)</u>の「<u>不正競争防止法違反物品</u>」に該当する貨物があると思料するとき（以下省略）</p>

（注）改正商標法等で海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて持ち込まれた模倣品が関税法の「輸入してはならない貨物」に規定されました。施行日は改正商法商標法及び意匠法の施行日と同日（施行日は、公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日。）であります、2022年6月13日現在未定です。

	新	旧
455	<p><b>(14) ②輸入貨物の容器として使用する場合の要件</b></p> <p><u>関税</u>を免除する貨物の容器は、次の要件を満たしたものでなければならぬ 《定率法基本通達14-16(3)》。</p>	<p><u>貨物</u>を免除する貨物の容器は、次の要件を満たしたものでなければならない 《定率法基本通達14-16(3)》。</p>